

平成 29 年 3 月 12 日道路交通法改正「準中型免許の新設」

平成 29 年 3 月 12 日に道路交通法が改正され「準中型免許」が新設されます。
これに伴い「普通免許」で運転できる自動車の範囲が変更になります。

<現行（3 月 11 日までに免許取得）>

車両総重量 5 トン未満

最大積載量 3 トン未満

<改正（3 月 12 日以降に免許取得）>

車両総重量 3.5 トン未満

最大積載量 2 トン未満

現行の普通免許で運転できる 2 トントラックが、改正後の普通免許で運転ができなくなります。

そのため、平成 29 年 1~3 月は例年より大変混雑することが予想されますので、普通免許の取得は早めのご入校をお勧めいたします。

※免許取得とは、運転免許試験場にて適性試験・学科試験に合格し運転免許証の交付を受けることで、自動車学校を卒業することではありませんのでご注意ください。